

第11 開発許可に関連する問い合わせ先

第11 開発許可に関連する許認可、届出事務一覧表（企画部地域政策課 「土地対策の概要」より）

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の許可、届出 (法14条, 23条, 27条の4, 27条の7)	届出の場合 一団の面積が下記以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法の市街化区域内… 2,000㎡ ・ 上記以外の都市計画区域内… 5,000㎡ ・ その他の区域……………10,000㎡ 契約締結後（契約日を含む）、2週間以内に届け出なければならない。
大規模取引等事前指導要綱	事前指導の申出 (任意制)	次のいずれかの土地に係る国土利用計画法第23条第1項の届出に係る土地売買の契約を行おうとする者のうち希望する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一団5ha以上の土地取得 ・ 1ha以上の農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む土地取得 ・ 2ha以上の農地若しくは採草放牧地を含む土地取得 ・ 森林法に規定する保安林又は保安施設地区を含む土地取得 ・ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は県自然環境保全条例の特別地区を含む土地取得 ・ 自然公園法の特別地域又は県立自然公園条例の特別地域を含む土地取得
鹿児島県土地利用対策要綱	土地利用協議	一団1ha以上の開発行為 ただし、森林法、都市計画法の開発行為の許可、採石法、砂利採取法の認可を必要とする開発行為については、一団10ha以上の開発行為
ゴルフ場建設に関する取扱い方針	事前指導申出又は土地利用協議	ゴルフ場建設規模が下記の場合の土地取得又は開発行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18ホール以上で、1ホール当たりの平均距離100m以上 ・ 9ホール以上18ホール未満で、1ホール当たりの平均距離150m以上 [受理方法] <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設については、1市町村1ゴルフ場 ・ 増設については、昭和60年10月以前に開場しているゴルフ場に限り1回、9ホール以下
鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン	風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインの基準に関する協議（ガイドライン4(1)）	出力規模の合計（増設する場合は、増設後の一団の合計）が1,000kw以上の風力発電施設の建設等

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域政策課</div> </div>	地域政策課 土地対策係	大規模取引等については，国土利用計画法の届出前に事前指導を受けることができる。
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域政策課</div> </div>	地域政策課 土地対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用計画法第23条の届出補完 2 規模が10ha以上の場合は，土地対策委員会の審議が必要
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">協議者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域振興局・支庁</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域政策課</div> <p>(市町村長意見の聴取)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域政策課 土地対策係 ・地域振興局・支庁 総務企画課 	規模が10ha以上の場合は，土地対策委員会の審議が必要
事前指導及び土地利用協議と同様	地域政策課 土地対策係	大規模取引等事前指導要綱及び鹿児島県土地利用対策要綱の補完
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">エネルギー政策課</div> <p>※(関係市町村)</p> </div>	エネルギー政策課 再生可能エネルギー 推進係	<p>景観上の影響予測について，あらかじめ協議が必要</p> <p>※ 関係市町村長へ協議書類の写しを提出</p>

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
環境影響評価法	環境影響評価の実施	環境影響評価を実施する第1種事業及び下記第2種事業で環境影響評価を行う必要があると判定された事業
		環境影響評価を実施するかを判定する第2種事業
鹿児島県環境影響評価条例	環境影響評価の実施	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業として条例で定める事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理業の許可 (法7条)	一般廃棄物処理業 (収集運搬業, 処分業)
	一般廃棄物処理施設の設置許可 (法8条)	一般廃棄物処理施設の設置
	産業廃棄物処理業の許可 (法14条第1項, 法14条の4第1項)	産業廃棄物処理業 (収集運搬業)
	産業廃棄物処理業の許可 (法14条第6項, 法14条の4第6項)	産業廃棄物処理業 (処分業)
	産業廃棄物処理施設の設置許可 (法15条)	産業廃棄物処理施設の設置
鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱	産業廃棄物処理施設等の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議	産業廃棄物処理施設等の設置
		県外産業廃棄物の搬入

許認可，届出申請書の進達経路	処理担当課・係	備 考
事業者 ↓ 環境林務課・市町村 ----- 事業者 ↓ 免許等大臣等	環境林務課 企画調整係	環境影響評価の各段階で書類の提出先が異なる場合があるので，事前に環境林務課に確認すること。
事業者 ↓ 環境林務課・市町村	環境林務課 企画調整係	
申請者 ↓ 市町村	各市町村 環境担当課	
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係 ・地域振興局・支庁 健康企画課 衛生・環境課	1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内については，鹿児島市長の許可
申請者 (住所が鹿児島市・ 県外の場合) ↓ 地域振興局・支庁 (廃棄物・リサイクル対策課)	・地域振興局・支庁 健康企画課 衛生・環境課 ・廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係	1 申請者住所が鹿児島市以外の県内である場合，所管の地域振興局等が申請先 2 申請者住所が鹿児島市又は県外である場合，廃棄物・リサイクル対策課が申請先 * 上記1，2の場合においても，鹿児島市内に積替保管場所がある場合は，併せて鹿児島市長の許可が必要
申請者※ ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 ・地域振興局・支庁 健康企画課 衛生・環境課	※ 申請者住所が鹿児島市以外の県内である場合，所管の地域振興局等が申請先 申請者住所が鹿児島市又は県外である場合，廃棄物・リサイクル対策課が申請先
申請者※ ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 ・地域振興局・支庁 健康企画課 衛生・環境課	1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内に施設を設置する場合は，鹿児島市長の許可 ※ 申請者住所が鹿児島市以外の県内である場合，所管の地域振興局等が申請先 申請者住所が鹿児島市又は県外である場合，廃棄物・リサイクル対策課が申請先
協議者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係，産業廃棄物係 ・地域振興局・支庁 健康企画課 衛生・環境課	一般廃棄物処理施設を含む。
協議者 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係	鹿児島市内については，鹿児島市長に協議

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
自然環境保全法 鹿児島県自然環境 保全条例	自然環境保全地域内での行為の許可, 届出 (法17条, 25条, 28条) (条例15条~17条)	原生自然環境保全地域, 自然環境保全地域及び県自然環境保全地域内の工作物の設置, 土地の形状変更等の一定の行為
	開発行為の届出 (条例24条)	自然環境保全地域, 自然公園, 農用地区域等に含まれない地域での1haを超える土地の開発等の一定の行為
自然公園法 県立自然公園条例	自然公園内での行為の許可, 届出 (法20条, 21条, 33条) (条例18条, 20条)	国立公園, 国定公園及び県立自然公園内の工作物の設置, 土地の形状変更等の一定の行為
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内での行為の許可 (法29条の7)	鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置, 土地の形状変更等の一定の行為
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の許可・届出 (法37条, 39条)	生息地等保護区(管理地区・監視地区)内の工作物の設置, 土地の形状変更等の一定の行為
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物捕獲等の許可 (条例12条)	開発行為等に伴う指定希少野生動植物の捕獲や移植等の行為
水質汚濁防止法	特定施設の設置の届出 (法5条)	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豚房50㎡, 牛房200㎡, 馬房500㎡以上の施設 ・ 畜産食料品製造業 ・ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 ・ 澱粉又は化工澱粉の製造業 ・ と畜業又は死亡獣畜取扱業など

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
※ 自然環境保全法 申請者 ↓ 環境省九州地方環境事務所	環境省 九州地方環境事務所	
※ 県自然環境保全条例 申請者 ↓ 自然保護課	自然保護課 自然公園係	
届出者 ↓ 自然保護課	自然保護課 自然公園係	行為着手の30日前までに届出
申請者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・大島支庁 ↓ 自然保護課 ↓ 環境省九州地方環境事務所 ↓ 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局 建設総務課 ・大島支庁 総務企画課 ・自然保護課 自然公園係 ・環境省 九州地方環境事務所 ・環境省 	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可等は，行為内容により，権限庁が異なる。 2 地域振興局は，国定公園又は県立自然公園内の土石の採取に係る許可等に限る。
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護課 野生生物係 ・地域振興局 林務水産課 ・支庁 林務水産課又は屋久島事務所 	国指定にあつては，環境省九州地方環境事務所へ申請（環境大臣の許可）
申請者 ↓ 環境省九州地方環境事務所	環境省 九州地方環境事務所	行為着手の30日前までに届出（監視地区）
申請者 ↓ 自然保護課	自然保護課 野生生物係	
届出者 ↓ 環境保全課 又は 地域振興局・支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全課 水質係 ・地域振興局・支庁 衛生・環境課(室) 健康企画課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事着手60日前までに届出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
土壌汚染対策法	土地の形質変更の届出 (法4条)	規模が3,000㎡以上の土地の形質変更の届出
	自主調査による区域の 指定申請 (法14条)	自主調査で土壌汚染が判明した場合, 区域の指定を申請 できる
大気汚染防止法	ばい煙発生施設設置の 届出 (法6条)	ばい煙発生施設の設置
	揮発性有機化合物排出 施設設置の届出 (法17条の4)	揮発性有機化合物排出施設の設置
	一般粉じん発生施設設 置等の届出 (法18条)	一般粉じん発生施設の設置
	特定粉じん排出等作業 の実施の届出 (法18条の15)	特定粉じん排出等作業の実施
特定工場における 公害防止組織の整 備に関する法律	公害防止管理者等の選 任届 (法3条～6条)	製造業, 電気供給業, ガス供給業, 熱供給業に属し, 公 害防止組織法施行令で定める一定規模以上の排出量等 (排 出ガス, 排出水等) を有する特定施設を設定している特定 工場の公害防止管理者等の設置
騒音規制法	特定施設設置, 特定建 設作業実施の届出 (法6条, 14条)	特定施設の設置, 特定建設作業の実施
振動規制法	特定施設設置, 特定建 設作業実施の届出 (法6条, 14条)	特定施設の設置, 特定建設作業の実施
特定化学物質の環 境への排出量の把 握等及び管理の改 善の促進に関する 法律 (化管法) ーPRTR制度ー	環境への排出量・移動 量等の把握及び届出 (法5条)	届出対象事業者の要件 (1)業 種 製造業, 下水道業, 石油卸売業等 2 4 業種 (2)事業者規模 常用雇用者数 2 1 人以上 (3)対象化学物質 第一種指定化学物質 4 6 2 物質 特定第一種指定化学物質 1 5 物質 (4)年間取扱量 第一種指定化学物質 1 トン以上の事業所 (特定第一種指定化学物質は0.5トン以上) 又は 特別要件を満たす施設がある事業所 (法施行令第1条, 第3条, 第4条)

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">環境保全課</div> </div>	環境保全課 水質係	1 行為着手の30日前までに届出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出 -----
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">環境保全課</div> </div>	環境保全課 大気係	鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">環境保全課</div> </div>	環境保全課 環境管理係	1 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出 2 騒音規制法・振動規制法関係の特定施設のみの場合 は，各市町村長へ提出
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村</div> </div>	各市町村 環境保全担当課	
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村</div> </div>	各市町村 環境保全担当課	
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">環境保全課</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国</div> </div>	環境保全課 環境管理係	鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
鹿児島県公害防止 条例	ばい煙，粉じんに係る 特定施設設置の届出 (条例17条，27条)	ばい煙，粉じんに係る特定施設の設置
	騒音に係る特定施設設 置，特定建設作業実施 の届出 (条例33条，40条)	騒音に係る特定施設の設置，特定建設作業の実施
	悪臭に係る特定施設設 置の届出 (条例27条)	悪臭に係る特定施設の設置
	汚水に係る特定施設設 置の届出 (条例17条)	汚水に係る特定施設の設置
	工場等の新增設の協議 (条例16条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 カドミウム及びその化合物若しくは鉛及びその化合物を含むばい煙を排出する施設を設置しようとする工場等 2 カドミウム及びその化合物，鉛及びその化合物，六価クロム化合物，砒素及びその化合物又は水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物を含む汚水又は廃液を排出する施設を設置しようとする工場等 3 総排出ガス量20万m³/h以上(0℃，1気圧)又は総排出水量1万m³/日の施設を設置しようとする工場等
ダイオキシン類対 策特別措置法	特定施設の設置の届出 等 (法12条等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物焼却炉(火床面積：0.5m²以上又は焼却能力：50kg/時間以上) (法施行令別表第一)
		<ol style="list-style-type: none"> 1 大気基準適用施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉，溶解炉及び乾燥炉 など4施設 (法施行令別表第一) 2 水質基準適用施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 など19施設 (法施行令別表第二)

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出者</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環境保全課</div> </div>	環境保全課 大気係	適用除外区域あり
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出者</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環境保全課</div> 又は <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域振興局・支庁</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全課 水質係 ・地域振興局・支庁 衛生・環境課(室) 健康企画課 	
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出者</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環境保全課</div> </div>	環境保全課 大気係 水質係	
※ 廃棄物焼却炉 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出者</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域振興局・支庁</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">廃棄物・リサイクル対策課</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係 ・地域振興局・支庁 衛生・環境課(室) 健康企画課 	鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出等
※ 廃棄物焼却炉以外 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出者</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環境保全課</div> </div>	環境保全課 環境管理係	

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
鹿児島県福祉のまちづくり条例	特定公共的施設の新築等の届出 (条例20条)	<p>規則で定める特定公共的施設の新築, 新設, 増築, 改築, 大規模な修繕, 大規模な模様替又は用途の変更</p> <p>〔例： 医療施設, 集会施設, 物品販売施設, 公衆浴場, 飲食施設, サービス施設等で用途面積300㎡以上のもの〕</p> <p>【特定公共的施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物 ②公共交通機関の施設 ③道路 ④公園等 ⑤建築物以外の路外駐車場

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
①建築物及び②公共交 通機関の施設 ※鹿児島市の場合 申請者 ↓ 鹿児島市 ※上記以外の場合 申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市 障害福祉課 ・建築課 計画指導係 ・地域振興局 建設部土木建築課 ・支庁 建設課 	建築物において ・鹿児島市を除く県内全域の階数4以上の建築物の審査は，建築課
③道路 申請者 ↓ 道路維持課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持課 	
④公園等 申請者 ↓ 各担当課	公園の種別により <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課 ・青少年男女共同参画課 ・港湾空港課 	
⑤建築物以外の路外駐 車場 申請者 ↓ 市町村	各市町村担当課	

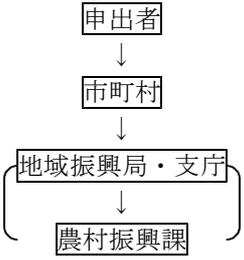
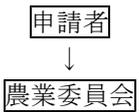
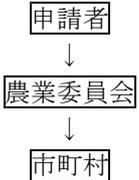
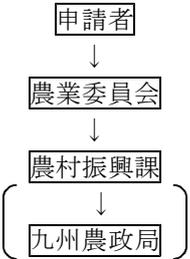
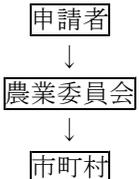
法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
温泉法	温泉掘削の許可 (法3条) 温泉の増掘, 動力装置 の設置許可 (法11条)	温泉の掘削, 増掘
墓地, 埋葬等に関する法律	墓地等の経営等の許可 (法10条)	墓地・納骨堂等の経営
化製場等に関する法律	動物の飼養又は収容の 許可等 (法9条)	市町村長が指定する区域内において, 政令で定める種類の動物を, その飼養又は収容のための施設で, 当該動物の種類毎に条例の定める数以上に飼養, 又は収容しようとする場合 牛…1頭 馬…1頭 豚…1頭 めん羊…4頭 やぎ…4頭 犬…10頭 鶏(ふ化後30日未満のひなを除く)…100羽 あひる(ふ化後30日未満のひなを除く)…50羽
水道法	水道事業の認可 (法6条)	水道事業を経営しようとする者
	専用水道の確認 (法32条)	専用水道の布設工事
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設 又は変更に関する届出 (法5条第1項, 6条第2 項, 附則5条第1項))	小売店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗を新設しようとする場合, 又は当該届出に係る事項について変更しようとする場合

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 保健所 ↓ 生活衛生課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生課 温泉営業係 	<p style="text-align: center;">温泉掘削・増掘許可については，県環境審議会の意見聴取が必要</p>
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 市町村</p>	<p style="text-align: center;">各市町村 墓地担当課 (主に環境担当課)</p>	
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 市町村</p>	<p style="text-align: center;">各市町村 化製場担当課 (環境衛生担当 又は農政担当課)</p>	
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 保健所 ↓ 生活衛生課</p>	<p style="text-align: center;">生活衛生課 水道係</p>	
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 市町村</p>	<p style="text-align: center;">各市町村 専用水道所轄課</p>	
<p style="text-align: center;">届出者 ↓ 商工政策課</p>	<p style="text-align: center;">商工政策課 商業係</p>	<p style="text-align: center;">届出から8か月を経過した後でなければ，当該届出に係る大規模小売店舗の新設又は変更をしてはならない。</p>

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
採石法	採石業者の登録 (法32条)	採石業を行おうとする者
	採取計画の認可 (法33条)	岩石の採取を行おうとする者
砂利採取法	砂利採取業者の登録 (法3条)	砂利採取業を行おうとする者
	採取計画の認可 (法16条)	砂利採取を行おうとする者
工場立地法	工場, 事務所の新設, 増設の届出 (法6条, 8条)	一定規模以上の工場又は事業所の新設, 増設 敷地面積: 9,000㎡以上 建物面積: 3,000㎡以上

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 商工政策課</p>	商工政策課 鉱政係	
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 商工政策課・大島支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工政策課 鉱政係 ・大島支庁 総務企画課 	
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 商工政策課</p>	商工政策課 鉱政係	
<p>※河川・海 申請者 ↓ 地域振興局・支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課 	
<p>※河川管理者管理区域 以外 申請者 ↓ 商工政策課・大島支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工政策課 鉱政係 ・大島支庁 総務企画課 	
<p>※立地場所が市の場合 届出者 ↓ 市</p>	各市 企業立地所管課	工事着手90日前までに届出
<p>※立地場所が権限移 譲を受けた町村の 場合 届出者 ↓ 町村</p>	各町村 企業立地所管課	<ol style="list-style-type: none"> 1 権限移譲先（H28.4現在） 三島村，十島村，さつま町，湧水町，大崎町，東 串良町，錦江町，南大隅町，中種子町，南種子町， 大和村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町， 天城町，和泊町，知名町，与論町 2 工事着手90日前までに届出
<p>※上記以外の町村の 場合 届出者 ↓ 地域振興局・支庁</p>	地域振興局・支庁	工事着手90日前までに届出

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画変更の申出	農用地区域内の土地を他の用途にするための農用地利用計画の変更
農地法	農地等の耕作目的のための権利移動の制限 (法3条)	農地又は採草放牧地について耕作目的で, 所有権を移転し, 又は賃借権・使用貸借権等の権利を設定し, 若しくは移転しようとする場合
	農地転用の制限 (法4条)	自己所有の農地を農地以外にする場合
	農地等の転用目的のための権利移動の制限 (法5条)	農地又は採草放牧地について転用目的で, 所有権を移転し, 又は賃借権・使用貸借権等の権利を設定し, 若しくは移転しようとする場合

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興課 農業振興計画係 ・地域振興局・支庁 農政普及課 	<p>土地改良事業受益地の場合，市町村は地域振興局又は支庁の農政普及課を通じて，地域振興局又は支庁の農村整備課等と調整を行うこと。</p>
	<p>各市町村 農業委員会</p>	
<p>※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので，転用面積が2ha以下のもの</p> 	<p>各市町村 農政担当課</p> <p>〔市町村長からの委任により農業委員会処理の場合あり〕</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 権限移譲先（H28.4現在） 鹿児島市，枕崎市，指宿市，西之表市，日置市，霧島市，南さつま市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，長島町，大崎町，錦江町，南種子町，天城町，和泊町，知名町 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合及び第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要 <p>※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は，農業委員会への届出</p>
<p>※ 上記以外の場合</p> 	<p>農村振興課 農地管理調整係</p> <p>〔九州農政局 農村振興部 農村計画課〕</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 転用面積が4haを超える場合は，九州農政局長協議 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合及び第1種農地の場合は，農業委員会にて，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要
<p>※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので，転用面積が2ha以下のもの</p> 	<p>各市町村 農政担当課</p> <p>〔市町村長からの委任により農業委員会処理の場合あり〕</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 権限移譲先（H28.4現在） 鹿児島市，枕崎市，指宿市，西之表市，日置市，霧島市，南さつま市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，長島町，大崎町，錦江町，南種子町，天城町，和泊町，知名町 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合及び第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要 <p>※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は，農業委員会への届出</p>

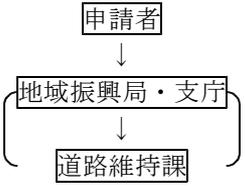
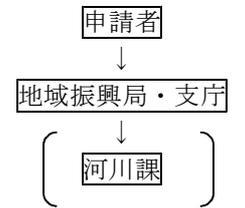
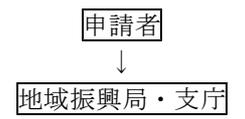
法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
農地法 (つづき)	農地等の転用目的のための権利移動の制限 (法5条) (つづき)	農地又は採草放牧地について転用目的で, 所有権を移転し, 又は賃借権・使用貸借権等の権利を設定し, 若しくは移転しようとする場合 (つづき)
森林法	林地開発の許可 (法10条の2)	地域森林計画の対象となっている私有林(保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。)において1haを超える規模の開発行為
	林地開発行為の連絡調整	同上の開発行為のうち, 国又は地方公共団体が行う行為又は省令で定める事業を行う場合
	森林の土地の所有者届出 (法10条の7の2)	地域森林計画の対象となっている私有林を取得した場合(国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をした場合を除く)
	伐採及び伐採後の造林の届出 (法10条の8)	地域森林計画の対象となっている私有林(保安林並びに保安施設地区の区域内の森林を除く。)の伐採において開発区域に係る森林面積が1ha以下の場合
	保安林解除の申請 (法26条, 26条の2, 27条)	保安林内での公益上の理由による開発行為

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 農村振興課 ↓ 九州農政局	農村振興課 農地管理調整係 { 九州農政局 農村振興部 農村計画課 }	1 転用面積が4haを超える場合は，九州農政局長協議 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合及び第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 森づくり推進課	・森づくり推進課 林地利用指導係 ・地域振興局・支庁 林務水産課	1 林地開発許可をしようとするときは，関係市町村長の意見を聴かなければならない。 2 開発行為に係る森林が10ha以上の場合は，県森林審議会の意見を聴かなければならない。
申請者 ↓ 地域振興局・支庁	地域振興局・支庁 林務水産課	
届出者 ↓ 市町村	各市町村 林務担当課	国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をした場合は，本届出は不要
届出者 ↓ 市町村	各市町村 林務担当課	国又は地方自治体が行う開発行為（林地開発行為の連絡調整）についても，伐採の届出が必要
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 森づくり推進課 ↓ 農林水産大臣	・森づくり推進課 保安林係 ・地域振興局・支庁 林務水産課	1 国有保安林に係るもの及び民有保安林であって森林法第25条第1項第1号から第3号までの重要流域に係るものは農林水産大臣権限 2 県知事権限である重要流域以外の森林法第25条第1項第1号から第3号までの保安林であって転用しようとする面積が一定規模以上である場合又は，その全部又は一部が保安施設事業又は地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある場合は，農林水産大臣への協議が必要 3 保安林の転用に係る解除に当たり，当該転用に係る事業等が国又は地方公共団体により行われなないので，転用に係る面積が1ha以上の場合は，県森林審議会の意見を聴かなければならない。

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域及び公共空地における行為の許可 (法39条1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の建設若しくは改良 ・ 土地の掘削若しくは盛土 ・ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ・ 水面若しくは土地の一部の占用
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂の採取
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	対象建設工事の届出 (法第10条)	<p>特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定の規模以上の工事（対象建設工事）</p> <p>特定建設資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ 木材 ・ アスファルト・コンクリート <p>対象建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の解体…床面積80㎡以上 ・ 建築物の新築又は増築…床面積500㎡以上 ・ 建築物の修繕又は模様替…請負代金額1億円以上 ・ 建築物以外の工作物の解体又は新築等 …請負代金額500万円以上
公有地の拡大の推進に関する法律 (公拡法)	土地有償譲渡届出 (法4条)	<p>一団の面積が下記以上の土地の有償譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画施設の区域内等 … 200㎡ ・ 市街化区域内等 … 5,000㎡ ・ 上記以外の都市計画区域内 …10,000㎡

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局 農林水産総務課 ・熊毛支庁 林務水産課 ・屋久島事務所 ・大島支庁 林務水産課 ・喜界事務所 ・沖永良部事務所 	
<p>※大島支庁管内の漁港 の場合</p> <p style="text-align: center;">申請者 ↓ 大島支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大島支庁 林務水産課 ・喜界事務所 ・沖永良部事務所 	
<p>※上記以外の場合</p> <p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 漁港漁場課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場課 管理係 ・地域振興局 農林水産総務課 ・熊毛支庁 林務水産課 ・屋久島事務所 	
<p>※ 鹿児島市，鹿屋市， 薩摩川内市，霧島市 (ただし，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市 については，建築基準法第6条第1項第 4号に掲げる戸建て住宅等の建築物に係 る届出のみ)</p> <p style="text-align: center;">届出者 ↓ 市</p>	<p>鹿児島市 建築指導課</p> <p>鹿屋市 建築住宅課</p> <p>薩摩川内市 建築住宅課</p> <p>霧島市 建築指導課</p>	<p>発注者は，工事着手7日前までに届出</p>
<p>※ 上記以外の場合</p> <p style="text-align: center;">届出者 ↓ 地域振興局・支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局 土木建築課 ・支庁 建設課 	
<p style="text-align: center;">届出者 ↓ ↓ 市 町村 ↓ 用地対策室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 公拡法担当課 ・用地対策室 収用調整係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有償譲渡をしようとする前までに(予約の場合は，予約をしようとする前までに) 届け出なければならない。 ・ 一部の町村については，権限移譲により町村限りで処理。

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
道路法	道路の占用許可 (法32条)	道路敷地内に工作物を設け継続して道路を占用する場合
	道路予定区域の行為許可 (法91条2項)	道路予定区域での土地の形質の変更や工作物の設置等を行う場合
	道路の工事施行承認 (法24条)	乗入口の設置等道路に関する工事を施行する場合
河川法	水利使用許可又は登録 (法23条, 23条の2)	河川の流水の占用
	土地の占用許可 (法24条)	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く)の占用
	土石等の採取許可 (法25条)	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く)の土石等採取
	工作物設置許可 (法26条)	河川区域内の工作物の新築, 改築又は除去
	行為の制限 (法55条, 57条)	河川保全区域内又は河川予定地内の行為
海岸法	海岸保全区域等占用許可申請 (法7条, 37条の4)	海岸保全区域等の占用
	土砂採取許可申請 (法8条, 37条の5)	海岸保全区域等の土石採取
	制限行為許可申請 (同上)	海岸保全区域等の掘削, 盛土, 切土
	施設等新設(改築)許可申請 (同上)	工作物の新築, 改築等

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持課 管理係 ・地域振興局 建設総務課又は建設部甌島支所 ・支庁 建設課又は事務所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県道及び県管理国道に係るもの 2 1以外の道路については，それぞれの管理者
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一級河川の指定区間及び二級河川に係るもの (ただし，一級河川の指定区間の特定水利使用の許可（河川法第23条）については国) 2 一級河川の直轄区間については国 3 準用河川については市町村
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川課 管理係 ・港湾空港課 調整係 ・漁港漁場課 管理係 ・農地整備課 用地換地係 ・地域振興局 建設総務課 農村整備課 農林水産総務課 ・支庁 建設課 農村整備課又は事務所 林務水産課又は事務所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村長が許可する場合がある。 2 (1) 地域振興局建設総務課，支庁建設課は，本庁河川課及び港湾空港課所管分を取り扱う。 (2) 地域振興局農村整備課，支庁の農村整備課又は事務所は，本庁農地整備課所管分を取り扱う。 (3) 地域振興局農林水産総務課，支庁林務水産課又は事務所は，本庁漁港漁場課所管分を取り扱う。

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
砂防法	砂防指定地内行為許可 (法4条)	砂防指定地内での開発行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 (法7条)	急傾斜地崩壊危険区域内での開発行為
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為許可 (法10条)	土砂災害特別警戒区域内での特定開発行為
	土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物に対する建築確認申請 (法25条)	土砂災害特別警戒区域(建築基準法第6条第1項第4号の区域を除く)内における居室を有する建築物(同項第1号から第3号までに掲げるものを除く)の建築

許認可, 届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 〔砂防課〕 ↓ 国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 工事事務係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課 	
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 〔砂防課〕 ↓ 国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 土砂災害防止推進班 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課 	
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 土砂災害防止推進班 	
<p>※ 鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市 (ただし, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市については, 法第6条第1項第4号に掲げる建築物の許認可, 届出のみ)</p> <p style="text-align: center;">申請者 ↓ 市</p>	<p>鹿児島市 建築指導課 鹿屋市 建築住宅課 薩摩川内市 建築住宅課 霧島市 建築指導課</p>	
<p>※ 上記以外の場合</p> <p style="text-align: center;">申請者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局 土木建築課 ・支庁 建設課 	

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
地すべり等防止法	地すべり防止区域内行為許可 (法18条)	地すべり防止区域内での開発行為
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の行為の許可 (法37条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域・公共空地の占用 ・ 水域・公共空地における土砂採取 ・ 港湾施設等の建設・改良 ・ 廃物投棄
公有水面埋立法	公有水面埋立免許 (法2条)	公有水面の埋立てを行う場合
	権利処分許可 (法27条)	竣功認可告示後10年以内の埋立地の権利処分を行う場合 (昭和49年3月19日以前の免許に係るものを除く。)
	用途変更許可 (法29条)	竣功認可告示後10年以内の用途変更の場合 (昭和49年3月19日以前の免許に係るものを除く。)

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 砂防課 ↓ 国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 土砂災害防止推進班 ・森づくり推進課 治山係 ・地域振興局 建設総務課 林務水産課 ・支庁 建設課 林務水産課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興局建設総務課及び支庁建設課は，本庁砂防課所管分を取り扱う。 2 地域振興局及び支庁の林務（水産）課は，森林整備課所管分を取り扱う。
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾空港課 調整係 ・地域振興局 建設総務課等 ・支庁 建設課等 	<p>市町村管理港湾については，市町村長が許可する。</p>
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 港湾空港課 河川課 漁港漁場課 ↓ 国土交通省</p> <p>※港湾空港課及び漁港漁場課関係については，地域振興局・支庁を経由しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾空港課 調整係 ・河川課 管理係 ・漁港漁場課 管理係 ・地域振興局 河川港湾課 ・支庁 建設課 	<p>埋立免許手続には，告示，縦覧，関係機関との協議，地元市町村の意見徴取（市町村議会の議決が必要）等が必要</p> <p>市町村管理港湾については，市町村長が免許・許可する</p>

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
建築基準法	建築確認申請, 完了検査申請 (法6～7条)	<p>(建築確認申請)</p> <p>第1項 第1号 …特殊建築物で100㎡を超えるもの 第2号 …木造で階数が3以上又は面積が500㎡, 高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの 第3号 …非木造で階数が2以上又は200㎡を超えるもの 第4号 …前1～3号を除くほか都市計画区域内等における全建築物</p> <p>(完了検査申請) 確認済証の交付を受けた建築物の工事が完了した場合</p>
都市計画法	開発行為の許可 (法29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内(市街化区域内)における1,000㎡以上の開発行為……鹿児島市のみ ・都市計画区域内(市街化調整区域)における開発行為(面積の制限なし)……鹿児島市のみ ・区域区分の定められていない都市計画区域内における3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外における10,000㎡以上の開発行為
浄化槽法	浄化槽の設置届 (法5条)	浄化槽の設置

許認可, 届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
※ 鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市 (ただし, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市 については, 法第6条第1項第4号に 掲げる建築物の許認可, 届出のみ) 申請者 ↓ 市	鹿児島市 建築指導課 鹿屋市 建築住宅課 薩摩川内市 建築住宅課 霧島市 建築指導課	都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合, 建築することができる建物の用途は, 別途制限される。
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁, 事務所 ↓ 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築課 計画指導係 ・ 地域振興局 土木建築課 ・ 支庁, 事務所 建設課 	1 都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合, 建築することができる建物の用途は, 別途制限 される。 2 鹿児島市を除く県内全域の階数4以上の場合は, 建築課 ※ 完了検査申請は市町村の経由は不要です。
※ 鹿児島市の場合 申請者 ↓ 鹿児島市	鹿児島市 土地利用調整課 審査係	
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 建築課	建築課 監察指導係	
※ 鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市 (ただし, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市 については, 建築物確認申請を伴う場合) 申請者 ↓ 市	鹿児島市 環境保全課 鹿屋市 建築住宅課 薩摩川内市 建築住宅課 霧島市 建築指導課	
※ 上記以外の場合 届出者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁, 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興局 衛生・環境課 土木建築課 ・ 支庁, 事務所 衛生・環境課 建設課 	1 建築確認申請を伴わない場合の地域振興局・支庁 内の経路 衛生・環境課→建設(総務)課又は建設部支所 2 建築確認申請を伴う場合の地域振興局・支庁内の 経路 土木建築課, 又は建設課→衛生・環境課

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可	宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事 (鹿児島市のみ)
航空法	制限表面に抵触する物件に対する設置承認 (法第49条)	鹿児島空港における制限表面を突出し，又は制限表面に近接する物件を設置する場合
		鹿児島県管理空港における制限表面を突出し，又は制限表面に近接する物件を設置する場合
文化財保護法	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 (法93条)	周知の埋蔵文化財包蔵地において，土木工事等を実施する場合
	現状変更等の制限及び原状回復の命令 (法125条)	史跡名勝天然記念物の指定地において，現状を変更しようとする行為をする場合や，天然記念物たる動植物の棲息，自生，繁殖，渡来などになんらかの影響を及ぼす行為をする場合
鹿児島県文化財保護条例	現状変更等の制限 (条例34条)	県指定史跡名勝天然記念物の指定地において，現状を変更しようとする行為をする場合や，天然記念物たる動植物の棲息，自生，繁殖，渡来などになんらかの影響を及ぼす行為をする場合

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申請者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">鹿児島市</div>	鹿児島市 土地利用調整課 審査係	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申請者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大阪航空局 鹿児島空港事務所</div>	国土交通省 大阪航空局鹿児島 空港事務所	鹿児島空港における制限表面 ・進入表面 ・転移表面 ・水平表面 ・延長進入表面 ・円錐表面 ・外側水平表面
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申請者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">支庁・事務所</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">港湾空港課</div>	港湾空港課 調整係	鹿児島県管理空港における制限表面 ・進入表面 ・転移表面 ・水平表面
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">届出者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村教育委員会</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県教育委員会</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">文化庁</div>	教育庁文化財課 埋蔵文化財係	周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては，当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">届出者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村教育委員会</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県教育委員会</div>	教育庁文化財課 指定文化財係 (名勝天然記念物) 埋蔵文化財係 (史跡)	史跡名勝・天然記念物の現状変更については，当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">届出者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村教育委員会</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県教育委員会</div>	教育庁文化財課 指定文化財係 (名勝天然記念物) 埋蔵文化財係 (史跡)	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更については，当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要

